

## 第38回島根地域原子力防災協議会作業部会 議事概要（案）

### 1. 日 時

令和8年3月24日（火） 15：00～16：30

### 2. 場所

島根県原子力防災センター ※テレビ会議併用

### 3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
- (2) 関係自治体等 : 島根県、鳥取県、島根県警察本部、鳥取県警察本部
- (3) オブザーバー : 松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、松江市消防本部、松江刑務所、松江少年鑑別所、西日本高速道路株式会社、中国電力株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 尾畑推進官、櫻井補佐、中村補佐、高千穂主査、矢崎原子力防災専門官

### 4. 議 題

- (1) 令和7年度 原子力防災訓練について
- (2) 令和7年度 原子力防災に関する取組について
- (3) その他

### 5. 配布資料

- ・資料1－1 令和7年度島根県原子力防災訓練実施結果の概要
- ・資料1－2 令和7年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）実施結果について
- ・資料2－1 令和7年度島根県における原子力防災に関する取組結果の概要
- ・資料2－2 令和7年度鳥取県の原子力防災に関する取組結果の概要
- ・資料3－1 原子力災害対策指針の改正等について
- ・資料3－2 屋内退避の運用について

### 6. 概 要

- (1) 令和7年度 原子力防災訓練について

○島根県から、資料1－1に基づき、令和7年度島根県原子力防災訓練の重点項目である避難行動要支援者の避難手順の確認等について、訓練の概要、

訓練の成果・今後の方針を中心に説明があった。

- 鳥取県から、資料1-2に基づき、令和7年度鳥取県原子力防災訓練の概要を説明した上で、訓練の主な成果として、今年度初めて実施した他県からの避難退域時検査用資機材の受援訓練結果などの説明があった。
- 内閣府から島根県に対し、在宅の避難行動要支援者の避難に係る一連の流れの確認を通じて得られた気づきについて質問があった。これに対し島根県から、在宅の避難行動要支援者の避難訓練ではこういった避難車両が何台必要かを短時間で集約することに重点を置いて訓練を行い、訓練は滞りなく実施できたものの、情報を効率的に集約するための様式の更なる改善が必要である旨回答があった。
- 内閣府から島根県に対し、県外避難訓練の実施において自治体間調整等で工夫した点について質問があった。これに対し島根県から、避難元自治体は毎年度訓練を行っているが、避難先自治体は大半が初めての訓練実施となるので、まずは避難先自治体が自ら作成した避難経路所・避難所運営マニュアルをもとに避難者の受け入れの流れを理解いただくことが重要であった旨回答があった。また、尾道市ではボランティア団体協力のもと炊き出しを実施していただき、住民の交流という面からも有意義であった旨回答があった。
- 内閣府から鳥取県に対し、避難退域時検査に係る他県の資機材、要員支援に関する訓練について、他県職員との現場の連携や資機材の搬送、使用に関し工夫された点等があれば教えてほしい旨質問があった。これに対し鳥取県から、資機材融通の手順を双方でよく協議のうえ訓練を実施したが、実災害時における資機材融通の手順は道府県間だけでなく引き続き内閣府も協力のうえ検討していく必要がある旨回答があった。
- 内閣府から鳥取県に対し、ドローンレスキューユニットとはどのようなものか質問があった。これに対し鳥取県から、民間事業者や個人などドローンを操作できる者を事前に登録しておき、原子力災害に限らず災害時にドローンによる情報収集を行ってもらう鳥取県独自の制度である旨回答があった。

## (2) 令和7年度 原子力防災に関する取組について

- 島根県から資料2-1、鳥取県から資料2-2に基づき、原子力防災訓練のほか、広報誌の発行、住民を対象とした講演会や関連施設の見学会、関係自治体等の関係者を対象とした研修等の取組結果の概要について説明があった。
- 内閣府から島根県に対し、協定に基づくバス・タクシー事業者を対象とした研修を昨年度から Web で実施している点について、事業者からの反応や

Web 実施に併せたコンテンツの工夫等について質問があった。これに対し島根県から、バス・タクシーの運転手からは平日の昼間に対面の研修は受講しにくいとため Web だと参加しやすいという声をいただいている旨回答があった。また、コンテンツについては原子力防災の避難の考え方、協定の内容、防護装備の3点を説明している旨回答があった。

○内閣府から、緊急時対応の取りまとめ後から期間が経過し、両県では地域防災計画や広域避難計画の充実や原子力防災体制の強化につながる取り組みが複数実施されており、また人口や要配慮者数等緊急時対応の前提となる基礎的な情報に変更が生じていることから緊急時対応の改定作業を進めたい旨の発言があった。

○それに対し、島根県から令和3年の取りまとめから時間が経過しており改定に向けて作業を進めていくことに異論ない旨、鳥取県から原子力防災対策の状況にも変化が生じていると考えているため改定を検討する時期が来ているとの内閣府の意見に同意する旨発言があった。

○内閣府から、ほかに意見が出ないことから、作業部会において緊急時対応の改定を進めていくこと、及び次回の作業部会において主な改定の項目などを共有することについて発言があった。

### (3) その他

○原子力規制庁から、資料3-1、資料3-2に基づき、原子力災害対策指針の改正や指針改正に関連した文書等について説明があった。

○島根県から原子力規制庁に対し、今回の原子力災害対策指針の改正では一時的な外出ができるということが住民にとって関心が高いところであるが、プラントの状況によっては一時的な外出を控える必要があることなど周知が重要であり、原子力規制庁においても屋内退避の運用が正しく周知されるようこれからも広報をお願いしたい旨意見があった。これに対し原子力規制庁から、屋内退避中の一時外出はプラントの状況によっては控えてもらうよう注意喚起をするが、こういった状況で一時外出を控えるよう注意喚起をするか等、より分かりやすく広報していきたい旨発言があった。

○松江市から原子力規制庁に対し、緊急時応急対策に従事する者以外の民間事業者の防護対策について質問があり、後日原子力規制庁から個別に回答する旨回答があった。

以上